

## 第1節 譲渡制限のある株式の評価



### 株式譲渡制限の趣旨

株式は自由に売買できるのが本来ですが、定款に株式の譲渡につき取締役会等の承認を要する旨を定めて、譲渡制限をするのはなぜですか。



株式の譲渡は、原則として自由であるはずですが、定款に株式譲渡につき取締役会等の承認を要する旨を定めることができます。この株式譲渡制限は、株式会社の設立時の原始定款によりその旨を定めることができますが、設立後における定款を変更してこの制限を設けることもできます。株式会社には中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律を利用したいわゆる1円会社から上場されているような巨大な企業まであります。

規模の小さい会社の経営では、1人の株主の経営方針に対する反対によっても、会社経営がうまくいかなくなったりします。そこで株主になる者に好ましくない者が株式を譲受けて株主となることを防止する必要があります。会社の運営を混乱させるような会社にとって好ましがらざる株主の出現を防止することから、規模の小さい同族の会社とか閉鎖性の強い会社においては、定款の定めで株式譲渡を取締役会等の承認を要することとしています。

## 1 人的株式会社の閉鎖性

### (1) 株式会社の実態

株式会社には、上場しているような多数の株主（出資者）から構成されている会社から、旧有限会社、合名会社や合資会社又は合同会社のように社員（出資者）と会社との関係や社員相互の関係が密接である人的会社に近いものまであります。

### (2) 人的会社

一族の会社、知人友人だけの会社など限られた狭い範囲の人による経営が行われる人的会社には次のような特徴があります。

- ① 経営と資本の分離がない。
- ② 経営者の個人的信用による会社である。
- ③ 株主は、一族、知人、友人である。
- ④ 株主総会、取締役会が会社の意思決定を行うより、経営者の1人により独断で決定される。
- ⑤ オーナー会社であり、オーナーのもつ技術力にだけ頼る会社

株式会社の中でも人的要素の強い会社では株式の譲渡につき取締役会等の承認を必要とすることで、株主に異分子の好ましからざる者の加入を避けることを認めています。

## 2 株式譲渡制限の趣旨

### (1) 取締役会等の承認を要する理由

株式の譲渡を制限できるといっても、株式譲渡を禁止することはできません。

会社の業務執行機関たる取締役会等により、株式の譲渡の可否

を審議させることがその理由とされています。

#### (2) 譲受人が従来株主の場合

定款で、譲受人がその会社の従来からの株主の場合には取締役会等の承認を要しない旨の定めをした場合には、会社法の趣旨から認められると解釈されます。

株主以外の者に譲渡する場合には、取締役会等の承認を要するものであり、株主に譲渡することは、株式譲渡制限の趣旨に反することにはなりません。定款に、株主以外の者に対して譲渡する場合には取締役会等の承認を要するが、株主に対しては承認を要しないとする基準を規定しても認められます。

#### (3) 株主平等の原則に反する場合

株式数について、一定数を超える株数を持つ株主の株式譲渡は取締役会等の承認を要するとする定款の定めは株主平等の原則に反すると解釈されています。一定数未満の株式しか有しない株主は承認が不要となれば株主間での不平等を生ずるので、この定款規定は認められないと解釈されます。

#### (4) 種類株式の場合

定款に定めることにより、ある特定の種類株式ごとに譲渡制限を付すことができます(会社108条)。

### 3 株式譲渡制限と相続

株式の譲渡につき取締役会等の承認を必要とする定款の定めのある会社の株式の相続に関しては、相続が発生すると株式は被相続人から相続人に自動的に移転されます。

この結果、会社にとって好ましくない相続人であっても、株主の一員として処遇しなければなりません。株式を含めた財産の相続は、

憲法上の基本的人権の一種と理解しうるところから、譲渡制限に優先するものです。

**参考法令等**

## ○会社法

107条（株式の内容についての特別の定め）

108条（異なる種類の株式）

## ○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律



## 評価方法の区分

相続や贈与により取得した非上場株式について、その評価会社に「同族株主」がいるか否かにより評価方法が相違することですが、非上場株式における評価方法の区分について教えてください。



相続や贈与により取得した非上場株式について、その評価会社に「同族株主」がいるか否かにより、原則的評価方式が適用されるか、あるいは特例的評価方式が適用されるかが判定されます。

非上場会社の株式評価における基本的な考え方は、株式を取得する者が議決権割合が大きく会社に対する支配権が強い場合には「原則的評価方式」を採用してその株式を評価し、また、株式を取得する者が議決権割合が小さく、会社に対する支配権が弱い場合には、単に配当金だけを受領する権限しかないため、「特例的評価方式」が採用されます（評基通178）。

したがって、同族株主がいる会社において、同族株主以外の者が取得した株式については、そのすべてに特例的評価方式が適用されることとなります（評基通188-2）。

同族株主については、基本的にはすべて原則的評価方式が適用されることとなりますが、同族株主の中には、議決権割合が少額であるため、会社に対する支配権が弱い者も存在します。

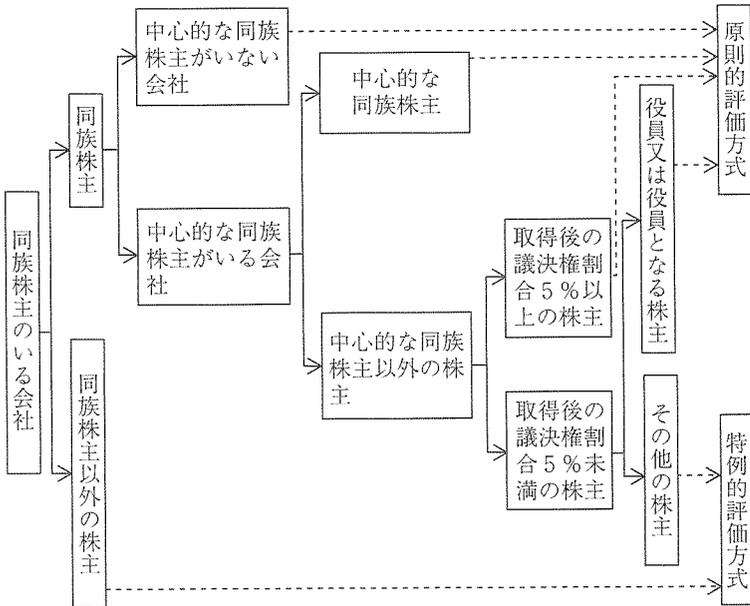
そのため、同族株主のうち特定の者について、特例的評価方式を適用しています（評基通188-2）。

この場合において、特定の者に該当するか否かは、議決権割合が5%未満である株式取得者について、その会社に「中心的な同族株

主」が存在しているか否か、また、その者が評価会社の役員（相続税の申告期限までに役員となる予定者も含みます。）であるか否かによって判定されます（評基通188-2）。ここでいう役員とは、社長、理事長のほか、代表取締役、代表執行役、代表理事、清算人、副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員、取締役（委員会設置会社の取締役に限ります。）、会計参与及び監査役並びに監事などをいい、単なる「取締役」、「使用人兼務役員」や「執行役員」などは除かれます。

なお、その評価会社の所有する自己株式又はその評価会社に対する投資育成会社の一定の所有株式は、その評価会社の発行済株式総数から除いて株主の区分が判定されます（評基通188-3・188-6）。

以上を図にすると次のようになります。



非公開株式三〇

**参考法令等**

## ○法人税法施行令

71条（使用人兼務役員とされない役員）

## ○財産評価基本通達

178（取引相場のない株式の評価上の区分）

188（同族株主以外の株主等が取得した株式）

188—2（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価）

188—3（評価会社が自己株式を有する場合の議決権総数）

188—6（投資育成会社が株主である場合の同族株主等）

## 第4節 特例的評価方式



### 配当還元方式の計算方法

配当還元方式とはどのような場合に用いられる評価方法ですか。

その計算式はどうなっていますか。

配当金額が少ない場合や無配の場合でも配当還元方式を採らなければならないのですか。



### 1 配当還元方式による評価方法の適用条件

配当還元方式による評価方法は、株主の態様による区分でいくと以下のようなときに適用されます。

「同族株主のいる会社」については同族株主以外の株主である場合であり、「同族株主のいない会社」については持株割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主である場合です。

また、「同族株主のいる会社」の同族株主又は「同族株主のいない会社」で持株割合の合計が15%以上の株主であっても、特定の条件にあてはまる場合(詳しくは、「第4章 第1節 第1 同族株主のいる会社」の項を参照してください。)には、配当還元方式による評価方法が適用されます。

すなわち配当還元方式による評価方法は、会社を支配しようとする意図や経営に参画しようとする意図をもっていない株主に対して適用される評価方法です。なぜなら、これらの株主は配当をもらうことを目的として資本参加している人たちがほとんどだからです。

## 2 配当還元方式の計算方法

配当還元方式の計算方法は、以下のとおりです（評基通188-2）。

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

ここで「年配当金額」というのは、当該会社の直前期末以前2年間の平均配当金額を、「直前期末における発行済株式数」で除した金額です。

ただし、この算式では1株当たりの資本金等の額を50円と想定していますので、直前期末における1株当たりの資本金等の額が5万円の会社にあっては、実際の発行済株式数を千倍したものがここでいう「直前期末における発行済株式数」に該当します。

なお、計算式中の分母の10%は、取引相場のない株式が、将来の値上がり期待その他配当金の実績による利回り以外の要素がある上場株式とは異なっていること、また、収益が確定的であり、安定している預金、公社債とは異なることなどから、比較的高い還元率を採用することによって評価の安定性及び安全性を図ることとしたものです。

また、「その株式の1株当たりの資本金等の額÷50円」を乗ずることとしているのは、「その株式に係る年配当金額」は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額ですから、評価会社の1株当たりの評価額を計算するために評価会社の直前期末における1株当たりの資本金等の額の50円に対する倍数を乗ずる必要があるためです。

配当還元方式では、類似業種比準方式と異なり、年配当金額が2円50銭未満のもの及び無配のものについては、2円50銭として計算します(評基通188-2本文かっこ書)。これは配当可能利益があっても会社の方針により配当しないケースもあるため課税公平の見地から設けられたものです。

年配当金額を算式で示すと、以下のようになります。

$$\frac{\text{直前期末以前2年間の剰余金の配当金額}}{2} \cdot \frac{\text{1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数(資本金等の額} \div \text{50円)}}{\text{剰余金の配当金額}}$$

直前期末2年間の剰余金の配当金額の計算には、記念配当や特別配当などの名称による配当金額のうち、将来每期継続することが予想できないものは除きます(評基通183)。

また、当該会社が中間配当を行っている場合は、中間配当と年度末の配当との合計額が1年間の配当金額となります。

### 3 配当還元方式の評価方法の例外

配当還元方式による評価方法は、会社を支配しようとする意図や

経営に参画しようとする意図を持っていない株主に対して適用される評価方法ですから、このような株主に対して原則的評価方法によって評価した価額よりも有利に働くように評価しようとする意図があります。

このため、配当還元方式によって評価された価額が、原則的評価方法によって評価した価額を超えた場合（会社の収益が悪化しているにもかかわらず高配当をしている場合など）には原則的評価方法によって評価した価額がその評価額になります（評基通188-2ただし書）。

これは、会社の支配権を有する同族株主等の所有する株式の価額に比し同族株主等以外の株主の所有する株式の価額の方が低くなるのが通常であり、また、一般的にも配当還元方式による評価額の方が原則的評価方式による評価額を下回るものと考えられますが、例えば、収益力を無視して異常な高額配当を行っている場合などには、適正な評価額が算定されず、評価の公正を損なう結果となることから採られた措置です。

#### 参考法令等

##### ○財産評価基本通達

183（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算）

188-2（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価）